

令和8年3月8日執行
美浜町議会議員選挙

指定病院等における
不在者投票事務要領

美浜町選挙管理委員会

不在者投票管理者としての心構え

不在者投票の制度は、選挙の当日一定の事由によって投票所へ出向いて投票することができない選挙人のために、投票日の前に投票できるという一般投票の例外的制度です。このため特に厳格な手続が定められています。

従来から各種の選挙を通じ不在者投票管理事務手続の不手際から訴訟に発展した事例がたくさんありますので、本書を参考にされるほか、美浜町選挙管理委員会に問い合わせるなどして、的確な事務処理による公正な不在者投票の管理執行をお願いします。

なお、不在者投票の具体的な手続については、後記のとおり詳細に述べますが、特に留意していただきたい点を次に掲げます。

- 1 投票日の前に選挙人に投票させる例外的な制度であるので、特に取扱いは厳格にし、前もって事務全体の処理について計画を立て、最もスムーズに事務の処理ができるように検討しておくこと。
- 2 過去の経験や勘のみに頼らず、常に法規、実例、判例等に根拠をもいて適切に処理すること。不明な点については、自分の考えだけで処理せず、法規に詳しい者や美浜町選挙管理委員会に聞いて処理すること。
- 3 投票事務は、確実さと迅速さの両方が要求されるので、緊急な事務処理を必要とする場合の対策をあらかじめ美浜町選挙管理委員会と打ち合わせしておくとともに、緊急連絡のための電話番号等を相互に前もって連絡しておくこと。
- 4 事務の管理執行に当たっては、自由、公正、平等をモットーとし、投票の秘密保持に努めるとともに、選挙人に威圧を加えることのないように配慮すること。
- 5 不在者投票管理者、立会人及び代理投票の補助者については、それぞれ一般的投票における場合と同様に、職権乱用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務を怠る罪等の罰則の適用があるので、いやしくもこれらの罰条に触れることがないよう注意すること。
- 6 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができないので注意すること。

《不在者投票管理者として特に留意していただきたい事項》

1 投票用紙及び投票用封筒の請求は、選挙人本人の意思に基づき行ってください。

(P4「第5 1 (1)ア」、P9「様式第1号」参照)

- (1) 文字や言葉、手話、身振り等により、本人の意思を客観的に確認すること。
- (2) 不在者投票請求依頼書を徵取すること。(心身の障害等で請求依頼書の記載が困難な入所者については、請求に至った経過の記録を行うこと。)
- (3) 投票の意思を明確に示すことができない入所者については、投票用紙等の請求はできない。

2 不在者投票台帳を作成してください。(P4「第5 注意事項①」、P10「様式第2号」参照)

上記1の請求に基づき、不在者投票台帳を作成し、整理すること。

3 不在者投票事由に該当するかどうかを確認してください。(P3「第3 1」参照)

4 投票は、適正な実施体制の下に行ってください。(P5「イ 投票の要領」、「注意事項④、⑤」参照)

不在者投票管理者の職務代理者、投票立会人（最低1人）、代理投票補助者（2人）、事務従事者を選任すること。なお、投票立会人は選挙権を有する者の中から選任しなければならない。

5 投票に当たっては、適切な投票記載場所を確保してください。(P5「(3)ア(7)」、「注意事項①、②」参照)

- (1) 投票記載場所を確保し、パーテーションで区切るなどにより投票の秘密を保持すること。
- (2) 投票記載場所に候補者等の氏名等を記載したポスター等の文書を掲示しておかないこと。

6 投票は、自書が原則です。(P6「(3)イ(ウ)」、「注意事項⑧」、「(4)」参照)

- (1) 投票記載場所において、選挙人本人に投票用紙に記載させ、投票用内封筒・外封筒に入れて封をし、外封筒の表面に署名をさせて提出されること。
- (2) 心身の障害等により投票用紙への記載ができない選挙人については、その申請に基づき代理投票が可能であるが、文字や言葉、手話、身振り等により選挙人の意思を客観的に把握できない場合、代理投票はできない。

7 投票用紙等の送致に当たっては、不在者投票管理者による投票用外封筒への記名等及び投票立会人の署名を必ず行ってください。(P6「(3)イ(I)」、P7「(5)」参照)

投票用外封筒等に必要事項を適正に記入し、美浜町選挙管理委員会に送致すること。

- (1) 不在者投票管理者は、投票用外封筒に投票年月日・投票場所を記載し、記名すること。
- (2) 投票立会人は、必ず自らが投票用外封筒に署名すること。
- (3) 不在者投票管理者は、手続きの終わった投票用外封筒を、更に他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印し、直ちにこれを美浜町選挙管理委員会委員長に送致し、又は郵便等で送付すること。

8 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して（職務上有する影響力をを利用して）選挙運動を行うことはできません。 (P4「第4 注意事項②」参照)

9 不在者投票管理者は、美浜町選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければなりません。

(P4「第4 注意事項④」参照)

指定病院等における不在者投票事務取扱要領

| 事務の内容 | 注意事項 |
|---|--|
| <p>第1 不在者投票制度</p> <p>不在者投票制度は、選挙の当日所定の事由によって投票所で投票できないと見込まれる選挙人が投票日の前に投票できるようにする制度です。</p> | <p>① 不在者投票をすることができる期間は、 <u>令和8年3月4日（告示日の翌日）から</u> <u>令和8年3月7日（選挙期日の前日）まで</u>です。</p> <p>② 不在者投票をすることができる時間は、 <u>午前8時30分から午後5時まで</u>です。</p> |
| <p>第2 不在者投票をすることができる者</p> <p>不在者投票をすることができる者は、法律で定められている<u>一定の事由（以下「不在者投票事由」といいます。）のいずれかに該当すると見込まれる選挙人</u>に限られます。</p> | <p>① 「選挙人」とは、選挙人名簿に登録されている者をいいます。</p> |
| <p>第3 不在者投票事由</p> <p>1 県選挙管理委員会が指定する病院等（以下「指定病院等」といいます。）に入院・入所している選挙人（以下「入院患者等」といいます。）で、次の事由のいずれかに該当すると見込まれる者は、その指定病院等で不在者投票ができます。</p> <p>(1) 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため又は産褥にあるため、歩行が困難な者</p> <p>(2) 歩行可能な者のうち、美浜町の投票区の区域外の指定病院等に入院・入所中の者</p> <p>2 身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証の交付を受けている選挙人で、重度の障害を有するものは、「郵便等による不在者投票」（別記資料参照）を行うことができます。</p> | <p>① 「指定病院等」とは、県選挙管理委員会の指定する病院、介護老人保健施設、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設をいいます。</p> <p>② 「歩行が困難な者」とは、不在者投票を行う時点で現に歩行が困難でない場合でも、投票日に歩行が困難であると予想される者であれば、これに該当します。</p> <p>③ 美浜町の投票区の区域内にある指定病院等に入院・入所している入院患者等で歩行可能な者は、他の不在者投票事由に該当しない限り、その施設では不在者投票ができません。</p> <p>④ 指定病院等の院長、施設長等（以下「病院長等」といいます。）のもとで不在者投票をすることができるのは、入院患者等に限られます。</p> <p>指定病院等の職員、住み込みの看護師、付添人は、指定病院等で不在者投票をすることはできませんので、注意してください。</p> |

| 事務の内容 | 注意事項 |
|--|---|
| <p>第4 不在者投票管理者</p> <p>病院長等は、不在者投票管理者として入院患者等の不在者投票に係る投票用紙等の請求、送致その他の不在者投票の管理に関する事務を行います。</p> <p>なお、病院長等が候補者となったとき、若しくは外国人であるとき、又は病院長等に事故があり若しくは欠けたときは、病院長等の職務を代理する者が不在者投票管理者となります。</p> <p>不在者投票管理者として特に留意していただきたい事項については、p 1～2をご覧ください。</p> | <p>① 病院長等は、不在者投票管理者の事務を他人に委任することはできません。</p> <p>② 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して（職務上有する影響力をを利用して）選挙運動をすることが禁止されています。</p> <p>③ 「事故があるとき」とは、病気や長期間旅行に行っているときなどが該当します。</p> <p>④ 不在者投票管理者は、美浜町選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければなりません。</p> |
| <p>第5 不在者投票の手続</p> <p>1 病院長等が本人に代わって請求する場合</p> <p>(1) 投票用紙及び投票用封筒の請求</p> <p>ア 請求の要件</p> <p>前記第3の1の不在者投票事由に該当すると見込まれる入院患者等から<u>請求の依頼があつた場合だけ</u>請求してください。</p> <p>イ 請求者</p> <p>病院長又は病院長等の職務を代理する者が入院患者等に代わって請求します。</p> <p>ウ 請求先</p> <p>美浜町選挙管理委員会に請求してください。</p> <p>エ 請求の方法</p> <p>請求は、投票用紙等の<u>請求書（様式第3号（その1））</u>によって直接行うか、郵便又は信書便（以下「郵便等」といいます。）で行ってください。</p> <p>オ 請求できる期間</p> <p>選挙の期日の前日（令和8年3月7日）までであれば、いつでもできます。告示の日の前でもできます。</p> | <p>① 入院患者等から病院長等への請求の依頼に当たっては、入院患者等から不在者投票請求依頼書（様式第1号）を提出させ、これに基づいて請求することが適切です。</p> <p>なお、この依頼書は、美浜町選挙管理委員会に提出する請求書に添付する必要はありませんが、この依頼書に基づいて、選挙人台帳（様式第2号）を作成、整理してください。</p> <p>② 選挙権があつても、選挙人名簿に登録されていない者には、投票用紙は交付されません。（新しく選挙権を取得した者でも、選挙人名簿に登録されていない場合がありますので、御注意ください。）</p> <p>③ 請求は、同一の請求書で2人以上合わせて請求することができます。</p> <p>④ 請求の受付は、土曜日、日曜日、祝日を問わず、原則として、午前8時30分から午後8時までの間に行います。</p> <p>⑤ <u>郵便等によって請求するときは、往復の日数を考慮して、早めに行ってください。</u></p> |

| 事務の内容 | 注意事項 |
|--|---|
| <p>(2) 投票用紙等の受領及び交付</p> <p>ア 請求に対して、美浜町選挙管理委員会から「投票用紙」及び「投票用封筒」(様式第4号)が送付されます。</p> <p>イ 投票用紙及び投票用封筒を受領したときは、それぞれ請求の依頼をした入院患者等に渡してください。</p> | <p>① 入院患者等に投票用紙等を交付するときは、別紙様式第5号に準じた注意書を説明のうえ配付するとともに、選挙人台帳(様式第2号)の受領印等の欄に受領印又はサイン(自署)を捺すようしてください。</p> |
| <p>(3) 投票の方法</p> <p>ア 準備</p> <p>(ア) 他人が投票の記載を見たりすることはできないよう秘密を保持し、投票用紙の交換等不正が行われないよう、適切な設備をした記載所を設けてください。</p> <p>また、筆記用具と、念のため投票用封筒ののり付け用ののりを用意してください。</p> <p>(イ) 投票の日時、場所は、あらかじめ投票を行うべき入院患者等や投票に立ち会う者に連絡して、棄権者がないよう十分注意してください。棄権者が出了場合には、その投票用紙及び投票用封筒は、美浜町選挙管理委員会に返送してください。</p> <p>イ 投票の要領</p> <p>(ア) 投票は、必ず<u>病院長等及び投票立会人の立会いのもと</u>に投票の記載場所で行わせてください。</p> <p>(イ) 先に渡した投票用紙及び投票用封筒を投票の記載場所で入院患者等に提示させ、投票用紙等に何も記載されていないかどうかを必ず点検してください。</p> <p>なお、入院患者等が自分で投票用紙及び投票用封筒を請求した者であるときは、その他に不在者投票証明書を封筒のまま提出させてください。(不在者投票証明書の封筒が開披されていないかを必ず確認してください。)</p> | <p>① 投票記載所には、候補者の氏名等を掲示することはできませんので、十分注意してください。</p> <p>② 投票記載所に、候補者の氏名等が記載され、又は、これらを類推させるようなポスター等が掲示してあるときは、撤去しておいてください。</p> <p>③ 特に重病の場合は、ベッド等の上に記載台を設けても、差し支えありません。ただし、この場合にも、不在者投票管理者の管理のもと(当該入所者について、ベット等の上に記載台を設けて投票を行うことを不在者投票管理者が把握した上で)、投票立会人が立ち会い、投票を行うとともに、投票の秘密保持に十分注意してください。</p> <p>④ 病院長等は、同時に投票立会人となることはできません。また、投票立会人が同時に事務従事者となることもできません。</p> <p>⑤ <u>投票立会人は1人で結構ですが、選挙権を有する者であること</u>が必要です。</p> <p>⑥ 左記(イ)において投票用紙に候補者の氏名等がすでに記載してある場合は、不在者投票管理者は、選挙人に投票用紙等を返還させ、美浜町選挙管理委員会の委員長に、その投票用紙と引替えに再交付の請求をさせた上、所定の不在者投票を行わせてください。</p> |

| 事務の内容 | 注意事項 | |
|---|---|--------------------------------------|
| <p>(ウ) 投票用紙等の記載は、必ず次の順序に従って行わせてください。</p> <p>まず、投票用紙に、入院患者等自らが、候補者1人の氏名を記載します。</p> <p>投票用紙の記載が終わりましたら、<u>入院患者等自らに記載済みの投票用紙を投票用内封筒に入れて封をさせ、さらに外封筒に入れて封をさせた上で、外封筒の表面に投票者の署名をさせ、病院長等に提出させてください。</u></p> <p>(エ) 病院長等は、前記により投票用封筒を受理したときは、<u>外封筒の裏面に次の事項を記載</u>してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 投票の年月日 b 投票の場所 c 病院長等の職氏名 <p>更に<u>投票に立ち会った投票立会人に必ずその場で署名させてください。</u></p> | <p>⑦ 投票用紙の色は、白色となっていますので、よくお確かめください。</p> <p>⑧ <u>封筒に記載する選挙人の氏名及び投票に立ち会った投票立会人の氏名は、必ず自署させてください。</u></p> <p>⑨ <u>左記の記載事項は、不在者投票が、いつ、どこで行われたかを確認する重要な記載事項ですので、記載漏れや記載誤りがないようにしてください。</u> <u>また、投票の場所については、〇〇病院〇〇会議室などのように具体的に記載してください。</u></p> <p>なお、左記aからcまでの記載は、ゴム印等によって行っても差し支えありません。</p> | |
| <p>(4) 代理投票</p> <p>ア 心身の故障その他の事由により投票を自書できない入院患者等から代理投票の申請があったときは、病院長等は申請があつた一人ひとりについて代理投票の事由があるかどうかを確認してください。</p> <p>イ 代理投票を行わせると決定したときは、投票立会人の意見を聴いて、<u>投票所の事務に従事する者</u>のうちから投票の記載を補助する者2人を定め、その1人の立会いのもとに他の1人に入院患者等の指示する候補者1人の氏名を記載させ、投票用封筒に入れ封をし、封筒の表面(投票者の欄)に入院患者等の氏名を記載して投票させます。</p> <p>ウ 病院長等が、その入院患者等について代理投票をさせる事由がないと認め、拒否と決定したことについて、入院患者等が不服を申し立てたときは、アの要領で仮に投票させます。</p> | <p>① この場合には、投票の秘密保持に特に注意してください。</p> <p>② 不在者投票管理者、投票立会人及び補助者は、それぞれの職を兼ねることができます。</p> <p>③ 記載例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>令和8年3月8日執行 美浜町議会議員選挙</p> <p>不在者投票</p> <p>(外封筒)</p> <table border="1" style="width: 100px; margin: auto;"> <tr><td>員 会 管 理 之 印 委 選</td></tr> </table> <p>代理記載人</p> <p>投票者氏名</p> </div> <p>(注) 代理記載人の氏名は、左記(4)ウの仮投票の場合に限って記入することになりますので、注意してください。</p> | 員 会 管 理 之 印 委 選 |
| 員 会 管 理 之 印 委 選 | | |

| 事務の内容 | 注意事項 |
|--|---|
| <p>この場合は、特に入院患者等の氏名の他に投票の記載をした者の氏名を封筒の表面左下（代理記載人の欄）に記載させます。</p> <p>エ 封筒裏面の記載は、前記(3)イ(エ)と同じです。</p> <p>オ <u>代理投票を行わせた場合は、代理投票調書（様式第13号）を作成</u>してください。</p> | <p>④ 代理投票を行わせる理由がないと認め、拒否の決定をしたことについて選挙人が承諾した場合は、投票立会人に異議があつても、仮投票を行わせることはできません。</p> |
| <p>(5) 投票の送致</p> <p>ア 入院患者等の投票が終わり、投票用封筒を受け取った後は、更に別の封筒（様式第6号）に入れ、封筒の表面に「投票在中」と朱書きし、美浜町選挙管理委員会宛て送付してください。<u>（代理投票があれば、必ず代理投票調書を添付してください。）</u></p> <p>なお、封筒裏面には、病院長等の職氏名を記名し、押印してください。</p> <p>イ この投票の受領を確認した後、不在者投票受領書（様式第7号）を送付いたします。</p> <p>2 入院患者等が投票用紙等の請求を病院長等に依頼せず、自ら請求する場合</p> <p>(1) 入院患者等が自ら不在者投票用紙を請求するためには、投票用紙等の請求書（様式第3号（その2））に不在者投票の事由に該当する旨の<u>宣誓書（様式第8号）</u>を添付しなければなりません。</p> <p>(2) 投票をさせる場合は、投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書（様式第9号）の入っている封筒（様式第10号）を提出させ、点検を行い、不在者投票証明書を調べて、前記第5の1(病院長等が本人に代わって請求する場合)の手続により投票を行わせます。</p> <p>(3) 投票用封筒を送致するときは、先に提出させた不在者投票証明書を同時に送付してください。</p> | <p>① 送致する投票が多数あるときは、一括して送付するようにしてください。</p> <p>② 美浜町選挙管理委員会への送付が遅れると受理されないことになりますから、郵送時間を考慮し、遅れないように送付してください。</p> <p>③ 投票の送致に当たっては、より確実な送致のために、普通郵便よりもレターパックを使用してください。</p> <p>① 不在者投票証明書の封筒が開かれていないかどうかをよく確かめてください。 いかなる理由であつても、<u>封が開かれている場合は、投票をさせることはできません。</u> この場合は、直ちに美浜町選挙管理委員会まで御連絡ください。</p> |

| 事務の内容 | 注意事項 |
|---|---|
| <p>第6 投票用紙及び投票用封筒の返還</p> <p>入院患者等が投票を行う前に、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 退院した場合 2 他の病院・施設等に移った場合 3 死亡した場合 <p>等の事由によって不在者投票を行うことができない者になったときは、投票をさせず、投票用紙及び投票用封筒はそのまま美浜町選挙管理委員会に返送してください。</p> | |
| <p>第7 投票用紙及び投票用封筒の交換</p> <p>投票用紙や投票用封筒を汚損し、又は破損したときは、美浜町選挙管理委員会に理由書を添えて交換の請求をしてください。</p> | <p>① 投票用紙は、紛失しても再交付は受けられませんので、十分注意してください。</p> |
| <p>第8 不在者投票特別経費の請求</p> <p>1 経費の請求</p> <p>不在者投票特別経費は、請求書（様式第11号）に不在者投票をした選挙人名列（様式第12号）を添付して、選挙後直ちに美浜町選挙管理委員会に請求してください。</p> | <p>① 不在者投票特別経費は、不在者投票をした入院患者等1人につき1,236円です。</p> <p>また、投票用紙等の請求のみで実際に投票しない選挙人についても、請求できます。</p> <p>② 請求書には、請求者が法人の場合は「法人印」を、施設長の場合は「施設長印」又は「施設印と施設長の私印」を押印してください。</p> |

様式第1号 (入院患者等からの代理請求依頼書)

不在者投票請求依賴書

| | | | | |
|-----------|-----------------------|---------------------|-----------|----------|
| 病室名 | 不在者投票を希望する選挙等 | 登録されている選挙人名簿のある市町村名 | 住所 | 氏名 |
| | | | 福井県三方郡美浜町 | (ふりがな) |
| ○ 病棟 ○ 号室 | 令和八年三月八日 執行 美浜町議会議員選挙 | 福井県美浜町 | 福井県三方郡美浜町 | 生年月日 |
| | | | | 大正 昭和 平成 |
| | | | | 年 月 日生 |

○
○
病
院
長
等
様

氏名（署名又は印）

公職選挙法施行令第五十条第四項の規定により、美浜町議会議員選挙の投票用紙等を請求願いたく依頼します。

- 9 -

令和八年三月八日執行 美浜町議会議員選挙

不在者投票台帳

○○病院等

| 番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|--------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 選挙人氏名 | | | | | | | | | | |
| 病室名 | | | | | | | | | | |
| 市町村名係 | 美浜町 |
| 投票用紙等 | | | | | | | | | | |
| 入院患者等に対する 投票用紙等 | | | | | | | | | | |
| 同上 | | | | | | | | | | |
| 送美浜町への 年月日の | | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | |

様式第3号（その1）（投票用紙等の請求書（本人に代わって請求する場合））

| 選挙人名簿に記載されている 選挙人住所 | 選挙人氏名 | 生年月日 | 備考 |
|------------------------|-------|-------|----|
| 福井県三方郡美浜町 | | 年 月 日 | |
| 福井県三方郡美浜町 | | 年 月 日 | |

右の選挙人は、令和八年三月八日執行の美浜町議会議員選挙の当日、当在るため、当において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第五十条第四項の規定による依頼があつたので、右の選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和八年 月 日

（代理人住所）
（代理人氏名）

福井県三方郡美浜町選挙管理委員会 委員長 橋本 八十男 様

（記載上の注意）

選挙人名簿に記載されている住所については、選挙人の地番まで正確に記入すること。

請 求 書

私は、令和八年三月八日執行の美浜町議会議員選挙の当日、別添宣誓書の事由に該当すると見込まれますので、公職選挙法施行令第五十条第一項の規定により、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

令和八年 月 日

（入所・入院地の住所）

（選挙人名簿に記載されている住所）

（氏名）

美浜町選挙管理委員会委員長 様

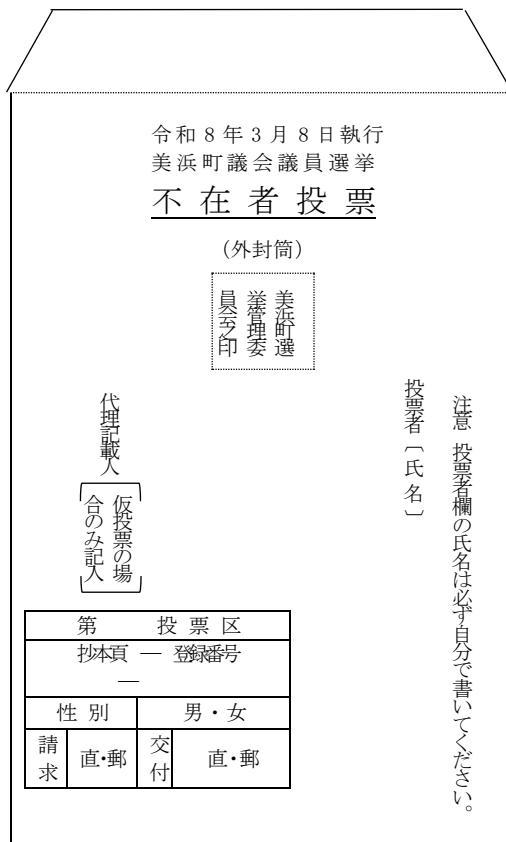
（記載上の注意）

「選挙人名簿に記載されている住所」については、地番まで正確に記載すること。

様式第4号（その1）（投票用封筒）

外封筒

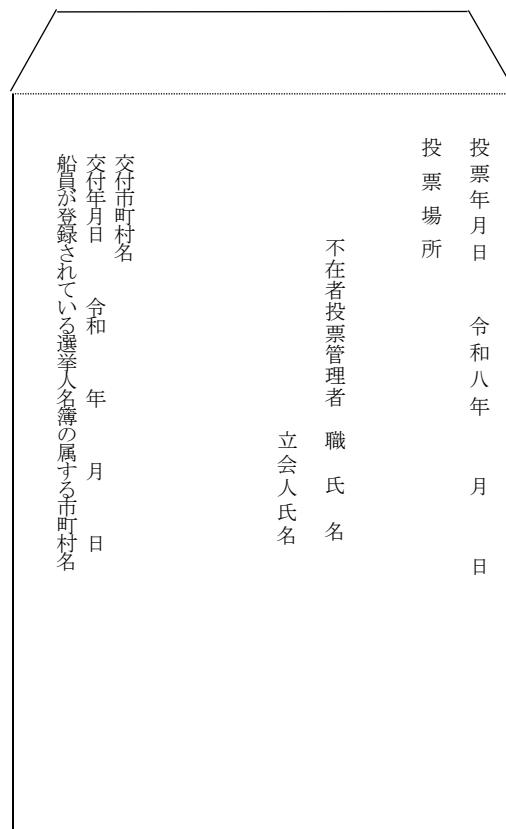
表



(注意)

封は、のり付けだけで、封印する必要はない。

裏



内封筒

表

(内 封 筒)

注意

この封筒には何も記載しないでください。
この封筒に記載すみの投票用紙を入れ、封をし
したうえ、外封筒に入れてさらに封をしてく
ださい。
投票用紙は、折らなくても入ります。

大きさは、
縦 150 mm
横 85 mm

裏

不在者投票をされる方へ

- 1 この投票用紙及び投票用封筒等は、さきに病院長等に対し代理請求の依頼がありました令和8年3月8日に行われる美浜町議会議員選挙の投票用紙等です。
 - 2 当病院における不在者投票は次により行いますから、その時まで大切に保管しておいてください。**紛失されても再交付はされません。**

① 日 時 月 日 (曜日) 午前 時 分から
午後 時 分まで

② 場 所 室 (館 階)

- 3 投票は上記により行いますが、この日までにこの場所以外で投票用紙に候補者の氏名等を書かれた場合は、その投票は無効となりますので御注意ください。

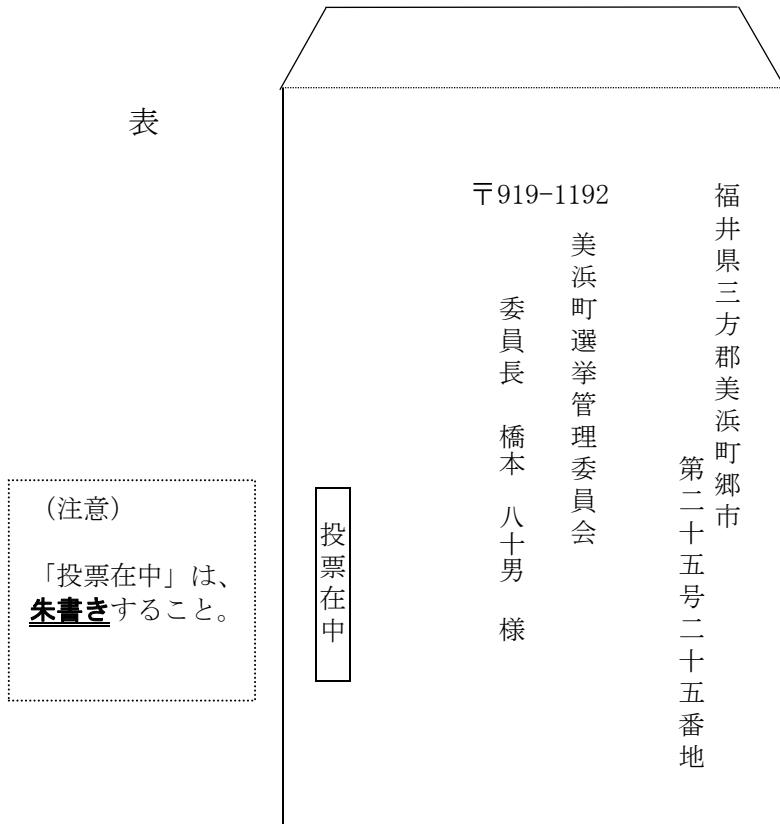
4 特に重病の方や、歩行が著しく困難な方は、自分のベッドで投票することができますので、あらかじめ病院長等まで申し出てください。

以上

○○病院長等 氏 名 印

様式第6号 (送致用封筒)

表



裏



様式第7号 (不在者投票を送致した場合の受領書)

受領書（選管用）

令和8年3月8日執行の美浜町議会議員選挙における投票用紙及び不在者投票用封筒の受領について

記

1. 不在者投票 町議選挙 枚

上記について正に受領いたしました。

○○病院長等 氏名 様

美浜町選挙管理委員会
委員長 橋本 八十男 ㊞

宣 誓 書

私は、令和8年3月8日執行の美浜町議会議員選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本町以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

以上、真実に相違ないことを宣誓します。

〔宣誓者〕

令和8年 月 日

| | | | |
|---------------------------|-----------|-----|-------|
| 氏 名 | | | |
| 生 年 月 日 | 大・昭・平 | 年 | 月 日 生 |
| 現 住 所 | (〒 ——) | | |
| 選挙人名簿に 記載されてい る 住 所 | 福井県三方郡美浜町 | 第 号 | 番地 |

美浜町選挙管理委員会委員長 あて

〔事務処理欄〕 ※この欄には、記入しないでください。

| 受付年月日 | 選挙人名簿の番号 | |
|----------|----------|------|
| | 投票区 | 名簿番号 |
| 令和8年 月 日 | 第 投票区 | — — |

様式第9号 (不在者投票証明書)

不 在 者 投 票 証 明 書

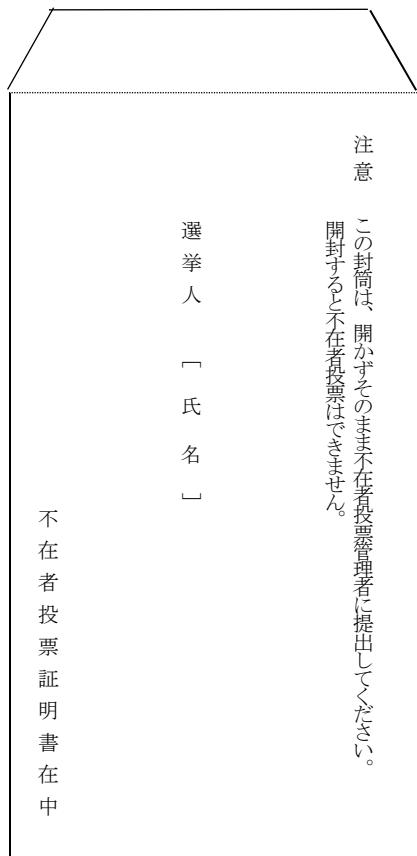
| 選 挙 | そ の 他 の 事 項 | 投 票 を し よ う と す る そ の 他 の 施 設 の 名 称 ム | 選 挙 人 の 生 年 月 日 | 選 挙 人 の 氏 名 |
|-------------------|----------------------------|---|---|----------------------------|
| | | <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> | 年 月 日 生 | () 氏 名 |
| 令和 年 月 日 | 右のとおり証明する。 | 令和八年三月八日執行 美浜町議会議員選挙 | 本人であるかどうかの認定について参考となるべき事項があるときは、これを記載すること | |

福井県三方郡美浜町選挙管理委員会委員長 橋本 八十男

(印)

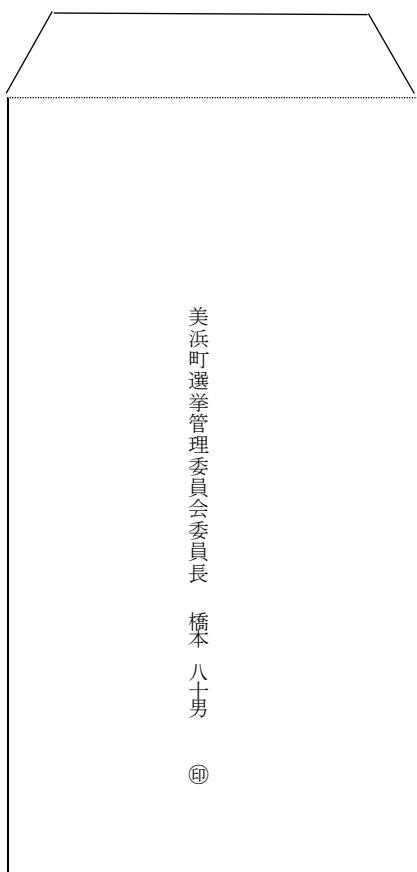
様式第 10 号 (不在者投票証明書用封筒)

表



大きさは、
縦 160 mm
横 60 mm

裏



請 求 書

| | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|----|---|---|---|---|---|---|---|

ただし、令和 8 年 3 月 8 日執行の美浜町議会議員選挙における
不在者投票に要した経費として

(内訳) 単価 1, 236 円 × 人分 = 円

上記の金額を請求します。

令和 年 月 日

美浜町長 戸嶋秀樹様

(請求者)

所在地

名 称

代表者職氏名

印

- | | | |
|---------|----|-------------|
| 1 振込銀行名 | 銀行 | 支店 |
| 2 預金の種別 | 普通 | 当座 (いずれかに○) |
| 3 口座番号 | | |
| 4 口座名義 | | |

(備考)

- 1 金額はアラビア数字を用い、頭書には「¥」を冠すること。
- 2 請求者が法人の場合は「法人印」を、施設長の場合は「施設長印」又は「施設印と施設長の私印」を押印すること。
- 3 口座名義はカタカナで書くこと。
- 4 「不在者投票をした選挙人名列」を必ず添付すること。

様式第12号（不在者投票をした選挙人名列）

施設名

不在者投票をした選挙人名列

No._____

(美浜町議会議員選挙)

| 番 号 | 選挙人氏名 | 関係市町村名 | 摘 要 |
|-----|-------|--------|------|
| 1 | ○○○○ | 美 浜 町 | |
| 2 | △△△△ | 美 浜 町 | 代理投票 |
| 3 | ×××× | 美 浜 町 | 代理投票 |
| 4 | □□□□ | 美 浜 町 | 投票せず |
| | | 美 浜 町 | |
| | | 美 浜 町 | |
| | | 美 浜 町 | |
| | | 美 浜 町 | |
| | | 美 浜 町 | |
| | | 美 浜 町 | |
| | | 美 浜 町 | |
| | | 美 浜 町 | |
| | | 美 浜 町 | |
| | | 美 浜 町 | |
| | | 美 浜 町 | |
| | | 美 浜 町 | |
| | | 美 浜 町 | |

代理投票に署する調書(美浜町議会議員選用)

投票区

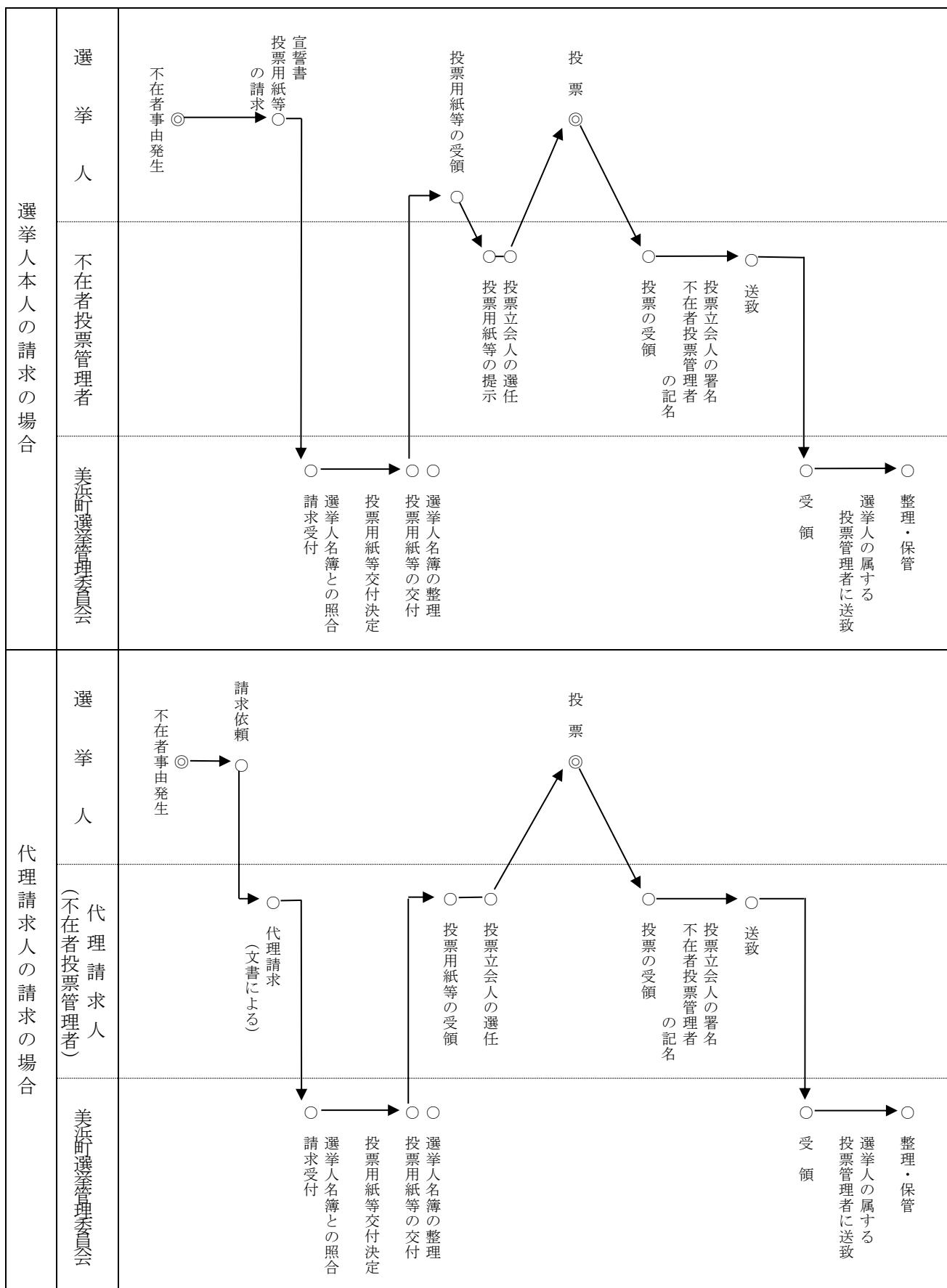
郵便による不在者投票制度

| 事務の内容 | 注意事項 |
|---|---|
| <p>1 対象者</p> <p>郵便等による不在者投票ができるのは、次に掲げる選挙人に限られます。</p> <p>(1) 身体障害者手帳の交付を受けている選挙人で、この手帳に両下肢、体幹及び移動機能の障害にあっては1級若しくは2級、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障害にあっては1級若しくは3級、免疫若しくは肝臓の障害にあっては1級から3級までとして記載されている者</p> <p>(2) 戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人で、この手帳に両下肢又は体幹の障害にあっては特別項症から第2項症まで、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸若しくは肝臓の障害にあっては特別項症から第3項症までとして記載されている者</p> <p>(3) 介護保険の被保険者証の交付を受けている選挙人で、要介護状態区分が要介護5である者として記載されている者</p> | <p>① 左記の手帳を交付されている選挙人で、障害の程度が1級若しくは2級又は特別項症若しくは第2項症などと明記されていない場合は、これらの障害の程度に該当すると福井県知事が書面により証明した者に限り郵便等による不在者投票ができます。</p> |
| <p>2 代理記載</p> <p>前記1に該当する郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、障害等の程度が次に該当する場合は、代理記載人となるべき者に投票に関する記載をさせることができます。</p> <p>(1) 身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級である者として記載されている者</p> <p>(2) 戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までである者として記載されている者</p> | |

| 事務の内容 | 注意事項 |
|--|---|
| <p>3 手 続</p> <p>(1) 郵便等投票証明書の交付</p> <p>ア あらかじめ、郵便等投票証明書の交付を受けておかなければなりません。</p> <p>イ 郵便等投票証明書の交付を受けるためには、当該選挙人が署名した郵便等投票証明書交付申請書に身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証（以下「手帳等」という。）を添えて、美浜町選挙管理委員会の委員長あて交付の申請をしなければなりません。</p> <p>ウ 前記2に該当する選挙人で代理記載の方法による投票を行う場合は、イに加え、代理記載をさせることができる選挙人に該当する旨の申請及び当該選挙人に代わって投票に関する記載をする者をあらかじめ美浜町選挙管理委員会の委員長に届け出ておく必要があります。</p> | <p>① 知事の証明書を必要とする選挙人は、手帳等に代えて上記の証明書を添えることになります。</p> <p>② 手帳等は、郵便等投票証明書の交付と同時に返送されます。</p> <p>③ 郵便等投票証明書は、交付の日から7年間有効です。ただし、要介護者に係る郵便等投票証明書の有効期間は、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日までの期間です。</p> |
| <p>4 投票用紙等の交付請求</p> <p>(1) 選挙が行われるに当たり、郵便等による不在者投票をしようとする場合は、美浜町選挙管理委員会の委員長に対し、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することになります。</p> <p>(2) 投票用紙等の請求は、選挙期日（投票日）の告示の日の前でもできますが、遅くとも選挙期日前4日までにしなければなりません。</p> | <p>① 交付請求の際、あらかじめ交付を受けておいた郵便等投票証明書を添えなければなりません。</p> <p>② 郵便等投票証明書は、投票用紙等と一緒に返送されます。</p> |
| <p>5 投 票</p> <p>(1) 投票用紙や投票用封筒が美浜町選挙管理委員会から送付されてきたら、まず投票用紙に候補者の氏名を自分で記載します。</p> <p>なお、前記3ウの代理記載の方法による投票を行う場合のみ、あらかじめ届け出た郵便等投票証明書に記載されている代理記載人をして投票用紙に当該選挙人が指示する候補者の氏名を記載させます。</p> <p>(2) 次に投票用紙を投票用封筒に入れます。投票用封筒は2枚ありますから、まず内封筒（表に</p> | <p>① 左記の場合他の者が代筆することはできません。</p> |

| 事務の内容 | 注意事項 |
|--|---------------------------------|
| <p>何も書いていない封筒)に入れて封(のり付け)をし、更に外封筒(表に「美浜町議会議員選挙郵便投票による不在者投票」と記載された封筒)に入れて封をします。</p> <p>(3) 封をし終わったら、外封筒の表に投票記載年月日、投票記載場所(福井県三方郡美浜町○○●●番地のように)、投票者の氏名を書きます。 代理記載の方法による投票の場合は、投票記載年月日、投票記載場所、投票者の氏名に加え、代理記載人の署名が必要です。</p> <p>(4) 外封筒の記載が終わったら、これを更に他の封筒に入れて封をし、その表面に「投票が在中の旨」を明記して、速やかに美浜町選挙管理委員会の委員長に郵送してください。</p> | <p>② 必ず郵便等をもって送付しなければなりません。</p> |

(フロー図)



(参考)

指定病院等における不在者投票関係実例判例及び解釈

1 投票用紙及び投票用封筒の請求

(1) 期日前の請求

選挙の期日の告示前に請求があった場合は、直ちに受理し、交付を決定する。
この場合、投票用紙等の交付は、選挙期日の告示日の翌日以後にする。

(2) 入院中の者の請求

入院中の選挙人が個々に請求することなく、連名（同一の不在者投票請求書に連記）で請求しても差し支えない。 (昭 24 実例)

(3) 使者による請求

選挙人の使者であることを確認の上、投票用紙等を交付することができる。 (昭 30 実例)

(4) 代理人による請求

不在者投票管理者の代理人があった場合、その代理人であることの証明は、必ずしも書面によることを要しないが、代理人であることを確認しなければならない。 (昭 25 実例)

(5) 同上

指定病院の院長自ら又はその代理人のみが指定病院にあるべき選挙人の依頼により、選挙人に代わって不在者投票用紙及び封筒を請求することが認められるものである。したがって、これら以外の者が、たとえ選挙人から委任を受けて選挙人に代わって請求があった場合でも、投票用紙等の交付をし得ない。

(昭 30 通達)

2 投票用紙及び投票用封筒の交付

正当な事由があれば、投票用紙及び投票用封筒の引換えはできるが、再交付はできない。 (昭 2 通達)

なお、引換えは、必ず投票用紙と引換でなければならないから、電信、電話による引換請求はできない。 (昭 32 質疑)

3 不在者投票管理者

不在者投票管理者は、選挙権を有することを要しない。 (昭 25 質疑)

4 不在者投票の場所

- (1) 指定病院においては、原則としてベッド上で不在者投票をなすべきでないが、重病人の場合等歩行困難な者の投票については、不在者投票管理者及び立会人が現存する限り、ベッド上でもなし得る。 (昭 27 実例)
- (2) 指定病院の入院患者は、自ら投票用紙等の請求をすることができても、投票は、必ず病院長である不在者投票管理者の下でしなければならない。(昭 26 実例)

5 投票の立会

立会人は一人でも差し支えないが、不在者投票管理者と立会人とは兼ねることができるない。 (昭 27 実例)

6 投票の拒否

- (1) 選挙人が不在者投票証明書用封筒を開披して提示したときは、誤って開披したか否かを問わず、投票を拒否すべきである。この場合、投票の拒否について立会人の意見を聞く必要はない。 (昭 10 通達)
- (2) 不在者投票証明書が不完全であっても、それが証明書と認められる限りにおいては、その一事をもって投票を拒否すべきではない。 (昭 10 実例)
- (3) 選挙人が既に投票用紙に候補者の氏名を記載して持参した場合は、投票を拒否すべきではなく、選挙人に投票用紙等を返還し、選挙人は美浜町選挙管理委員会の委員長に対してこの投票用紙と引換えに再交付の請求をした上、正規の不在者投票を行うべきである。 (昭 32 実例)

7 投票の送致

- (1) 不在者投票管理者がその管理の下に事務を補助執行する者を選任して不在者投票の事務を補助執行せしむる場合においては、その者が不在者投票管理者の名において直接送致して差し支えない。 (昭 31 実例)
- (2) 投票用封筒及び送致用封筒の裏面の不在者投票管理者の記名は、ゴム印でも差し支えない。ただし、投票立会人の不在者投票用封筒の署名は、自署しなければならない。 (昭 26 実例)

8 不在者投票の受理、不受理の決定

(1) 受理不受理の決定

ア 不在者投票の受理如何の決定は、不在者投票用封筒を用いたかどうか及び
令第 56 条所定の記載の有無等を審査すべきものである。 (昭 3 実例)

イ 投票管理者は、形式的要件を欠くものについては不受理の決定をし、開票
管理者において終局的に受否を決定するときは、記載事項に欠点や違法があ
っても、調査の結果実質上違法でなければ、受理することができる。ただし、
選挙人の署名のないものについては、開票管理者においても、事実調査を待
たずに受理することができない。 (昭 27 実例)

(2) 不受理と決定すべき不在者投票

ア 立会人がなく行われた投票 (昭 3 実例)

イ 不在者投票用封筒に選挙人の署名がない投票 (昭 10、17 実例)

ウ 不在者投票をなした日付の記載もれの投票 (昭 5 実例)

(注) 終局的には、開票管理者において調査の結果、実質上の違法がなければ受理
(昭 27 実例)

エ 投票場所を明示していない投票 (昭 7 実例)

オ 不在者投票管理者が交付した正規の不在者投票用封筒を用いない投票
(昭 2 実例)

カ 法定の投票記載場所以外で記載した投票 (昭 3 実例)

キ 不在者投票用封筒が破封してある投票 (昭 3 実例)